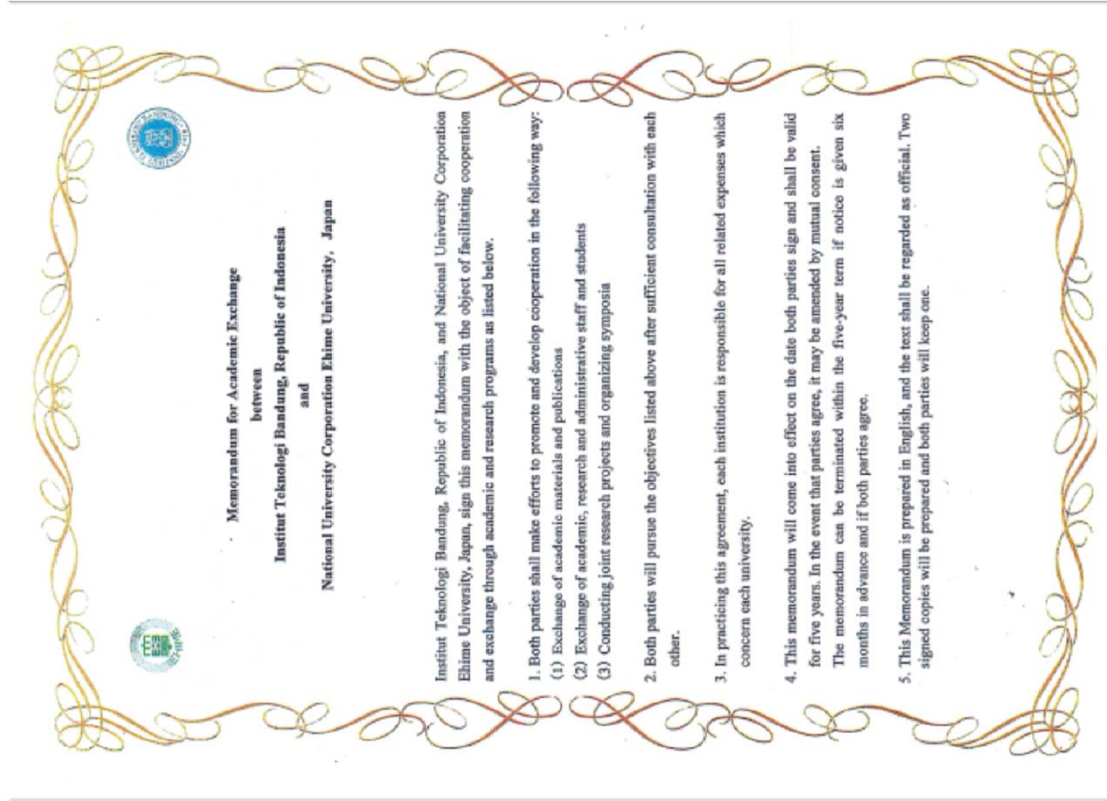


交流協定締結書

資料31

バンドン工科大学との交流協定締結書



ゴロンタロ大学・ハサヌデイン大学・カトマンズ大学との交流協定締結書

国立大学法人愛媛大学とゴロンタロ大学との学術交流に関する協定書
(第2回協定書)

日本国 国立大学法人愛媛大学とインドネシア共和国国立ゴロンタロ大学は、教育及び研究の協力と交流を促進するため、ここに学術交流に関する協定を締結する。

1. 両者は、両国間関係法規の定める範囲内において、次の各項目の実現に努力するものとする。
 (1) 教員・研究者間の出版物及びその他の資料の交換
 (2) 教職員、研究者及び学生の交流
 (3) 共同研究等の実施

2. 両者は、この協定の実現のために、十分な協議を行うものとする。

3. この協定に定められた項目の実現に必要な経費は、原則として、その機関に係るものについてはその機関の負担とするものとする。

4. この協定は、2012年9月16日に更新し、5年間有効とする。ただし、両者の合意に基づき、変更又は更新することができる。また、有効期間内であっても、6か月前までに両者の合意が得られた場合は、いかなる時点においても解除できるものとする。

5. この協定書は、日本語、英語でそれぞれ2部を等しく正文として作成し、両者がそれぞれ1部を保有するものとする。

2012年1月31日 2012年1月3日
 国立大学法人愛媛大学長 ゴロンタロ大学長
 (署名) (署名)
 柳澤康信 SPANSU QAMAR BADI

国立大学法人愛媛大学とハサヌデイン大学との学術交流に関する協定書
(第2回協定書)

日本国 国立大学法人愛媛大学とインドネシア共和国ハサヌデイン大学は、教育及び研究の協力と交流を促進するため、ここに学術交流に関する協定を締結する。

1. 両者は、両国間関係法規の定める範囲内において、次の各項目の実現に努力するものとする。
 (1) 教員、研究者、職員及び学生の交流
 (2) 学術資料及び出版物の交換
 (3) 共同研究及びその成果の公開
 (4) 両者が合意したその他の学術交流

2. 両者は、この協定の実現のために、十分な協議を行うものとする。

3. この協定に定められた項目の実現に必要な経費は、原則として、その機関に係るものについてはその機関の負担とするものとする。

4. この協定は、2012年4月9日に更新し、5年間有効とする。ただし、両者の合意に基づき、変更又は更新することができる。また、有効期間内であっても、6か月前までに両者の合意が得られた場合は、いかなる時点においても解除することができる。

5. この協定書は、日本語及び英語でそれぞれ2部を等しく正文として作成し、両者がそれぞれ1部を保有するものとする。

2012年3月15日 2012年3月30日
 国立大学法人愛媛大学長 ハサヌデイン大学長
 (署名) (署名)
 柳澤康信 Dyaning

国立大学法人愛媛大学とカトマンズ大学 (Kathmandu University, Nepal) との学術交流に関する協定書
(第1回更新)

この協定書は、日本国国立大学法人愛媛大学とネパール国カトマンズ大学との学術交流に基づき教育及び研究の促進を目的とし、更新調印されたものである。両大学は、教育及び研究の協力を促進するため、ここに学術交流に関する協定を締結する。

1. この協定の内容は、次のとおりとする。
 (1) 教員、研究者及び学生の交流
 (2) 教育・研究用資料、刊行物及び情報の交換
 (3) 共同研究、研究会等の計画・実施

2. 両大学は、この協定内容の実現のために、必要に応じて協議を行うものとする。

3. この協定は、2011年6月28日に更新し、5年間有効とする。

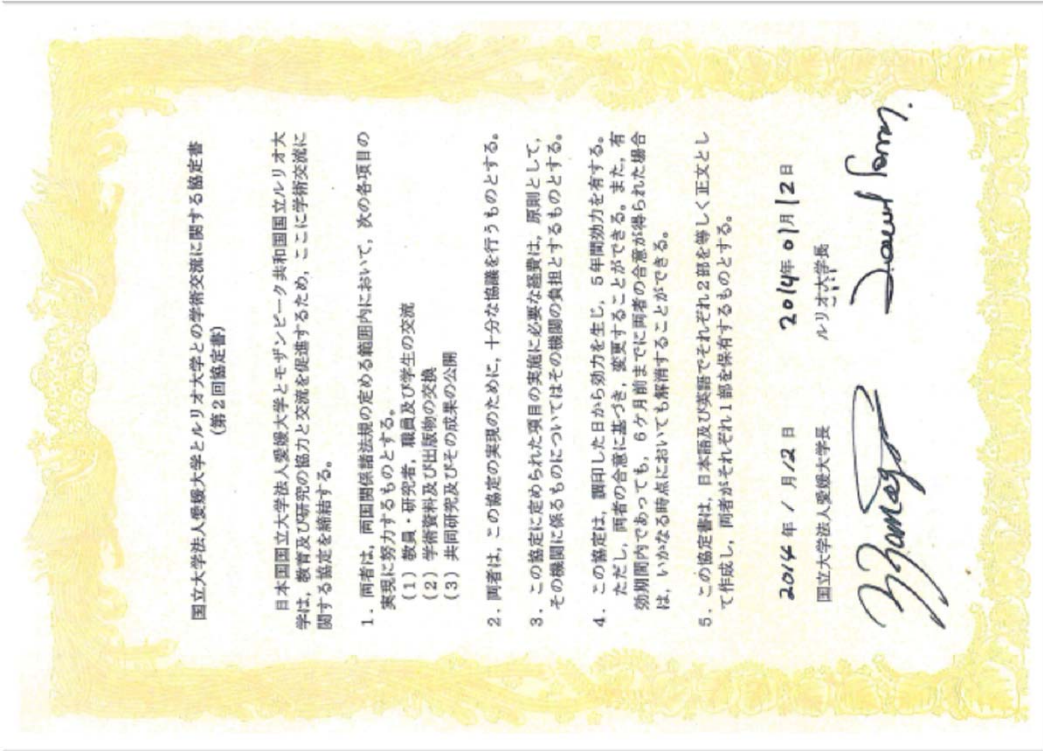
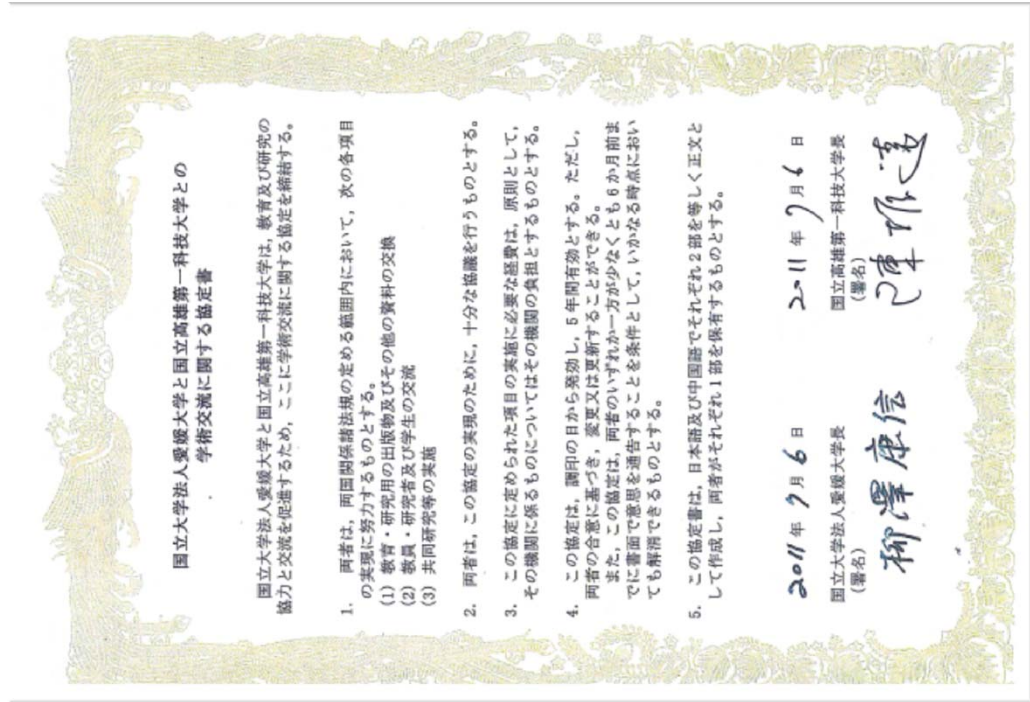
4. この協定は、両大学間の協議と合意により、変更又は終了させることができる。

5. 両大学は、機会平等の方針に基づき、人種、性別、年齢、国籍、民族、宗教、出生国及び障害による差別は行わないものとする。愛媛大学とカトマンズ大学は、この協定の運用において、これらの原則を遵守する。

6. この協定書は、日本語及び英語でそれぞれ2部を等しく正文として作成し、両大学がそれぞれ1部を保有するものとする。

2011年5月23日 2011年5月27日
 国立大学法人愛媛大学長 カトマンズ大学長
 納津 康信 シサルマ・スレシュ・プラジュ
 (署名) (署名)
 柳澤康信 S. Prakash

高雄第一科技大学・ルリオ大学との交流協定締結書



**海外渡航時の危機管理に
ついて**

資料32

海外渡航時の危機管理について



**社会共創学部における教学
ガバナンス体制**

資料33

社会共創学部における教学ガバナンス体制

～地域と一体となった大学運営により，学部の質を保証し教育・研究成果を効率的に創出

